



どういうケースが、この問題の対象期間なのですか？

第3号被保険者とは、第2号被保険者(65歳未満の厚生年金・共済組合の加入者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者のことです。第3号と第2号の期間は一致しているはずですが、この期間が一致していない場合を「3号不整合」と呼びます。「3号不整合」が発生する原因の多くは、3号から1号への切り替え手続きもれで、この手続きは、3号だった本人が行う義務があります。妻のケースで事例を見てみましょう。

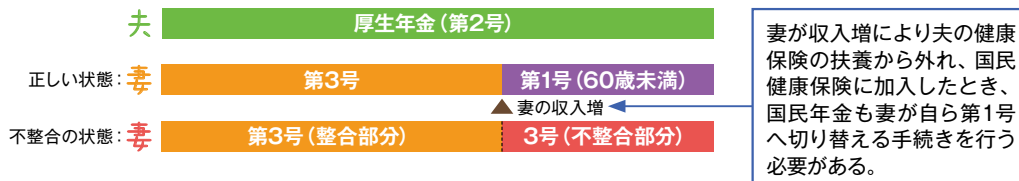


【妻の第1号被保険者への切り替え手続きがもれる事例】

① 夫が退職したとき(夫が次の会社へ転職する間の期間)



② 妻の収入が基準額(現在は年収見込額130万円)以上に増加し、夫の扶養から外れたとき



③ 夫が死亡したとき、離婚したとき



現在の法律で行われている対応とは？

不整合記録が判明した方には、日本年金機構から1号への切り替え届け出勧奨のお知らせを送付しています。届け出がなかった場合は職権で記録を訂正し、届け出の有無にかかわらず記録訂正結果と保険料の納付に関するお知らせを送付しています。時効2年を超え10年前までの期間は、平成24年10月にスタートした「後納制度」で保険料の納付が可能です。なお、新たに過去2年より前の不整合記録が判明した方にも届け出勧奨が行われる予定です。



Topics

国民年金保険料の後納制度

国民年金保険料の納付猶予や免除の届け出をせず保険料を納めなかった期間は、納付期限2年を過ぎると納付できず、老齢年金を受けるために必要な期間にもならず、年金額にも反映されません。後納制度は、こうした期間のうち過去10年について、さかのぼって国民年金保険料を納められる制度で、平成24年10月1日から3年間限定で実施されています。後納保険料を納めるためには、事前に年金事務所への申し込みが必要です。



主婦年金(3号)問題の  
その後は？

平成23年の年明けに話題になった「主婦年金(3号)問題」について、その後の対応と平成24年10月開始の「後納制度」との関係を確認しておきましょう。



以前、主婦の年金が話題になりましたよね。自分で保険料を払う国民年金の1号への切り替え手続きをせず、3号のままにして保険料を払ったことにするのは不公平ということで話題になりましたが、その後どうなったのでしょうか？  
(由紀・45歳 専業主婦)

この問題を根本的に解決するための法案はまだ成立していませんが、現在の法律の範囲で、可能な対応は進んでいます。該当する方には、順次、日本年金機構から「お知らせ」が送付され、3号のままになっていた年金記録を本来の1号期間に記録訂正する作業が行われています。では、まず、問題の発端となった「運用3号」通知を確認しておきましょう。



【「運用3号」通知の内容と当時あがった声】

「運用3号」通知とは……

平成22年12月15日に厚生労働省年金局の課長から発出され、平成23年1月1日にスタートした「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」のこと。  
この通知について、適切に第1号被保険者への切り替え手続きを行い、正しく保険料を納めた人から「不公平」(下記太文字部分)との声が多くあがり、平成23年3月8日に廃止されました。

運用3号の取扱い通知の内容

- ◆すでに老齢年金を受けている場合は、現状を変更しない。  
⇒つまり、過去の記録は訂正せず、年金は減額されない。
- ◆現在、被保険者または被保険者であった者の今後の期間については、正しい第1号被保険者の記録に訂正し、国民年金保険料の納付を求める。
- ◆現在、被保険者または被保険者であった者の過去の期間については、保険料の納付が可能な時効2年以内の期間は正しい第1号被保険者に記録を訂正し保険料の納付を求めるが、その期間を除く過去の期間は、記録を訂正しない。  
⇒つまり、2年を超える過去の期間は第3号被保険者のまま、保険料納付済み期間とする。



横山玲子 社会保険労務士  
よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>